

# 相続手続き 相続財産の分割方法 ツツコニ質問

円滑な遺産分割



## 再転相続について説明してください

再転相続とは、当初の相続における相続人が、熟慮期間中に、相続放棄や単純承認をする前に死亡し、次の相続人が相続したケースのことです。

再転相続の場合、当初の相続だけを承認して、次の相続を放棄することとはできません。



## 数次相続について説明してください

数次相続とは、相続が発生後、遺産分割協議が終わらないうちに、相続人の一人が亡くなり、次の相続が発生してしまうことです。

再転相続と数次相続の違いは、再転相続は、法定相続人が当初の相続を承認するか、放棄するか、選択する前に亡くなる場合ですが、数次相続は、法定相続人が当初の相続について、承認したものの、具体的な遺産分割を行う前に亡くなってしまった場合のことです。



立て続けに相続が発生した場合、  
いつまでにどのような手続きをすればよいですか？

立て続けに相続が発生し、相続税の申告義務のある者が、申告書を提出しないで亡くなった場合には、その相続人が、申告・納税義務を承継します。

申告義務を承継して申告する場合の期限は、申告書を提出しないで亡くなった人の、相続の開始があったことを知った日の翌日から10ヶ月以内です。



相続手続きをしないまま立て続けに相続が発生した場合  
相続手続きや遺言書はどのように取り扱いますか？

立て続けに相続が発生した場合、例えば、父親の死亡後、相続手続きを放置したまま母親が死亡したとすると、母親の相続人が相続手続きを行います。

また、このケースで母親が遺言書を作成していた場合は、母親が死亡するより前に父親が死亡しているので、遺言書の父親に該当する部分は無効になります。



## 配偶者居住権について説明してください

配偶者居住権とは、配偶者が相続開始前から住んでいた、被相続人所有の建物は、配偶者がその建物の権利を相続しなくても、配偶者に建物の使用を認めるという制度です。

配偶者居住権の設定をしていないと、配偶者が自宅を相続した場合に、預貯金の取得割合が少なくなります。



## 配偶者居住権について説明してください

配偶者居住権を設定すると、自宅に住み続ける権利である敷地利用権と、配偶者居住権付きの敷地所有権とに分けて相続することができ、配偶者も預貯金を得ることが可能になります。

ただし、配偶者居住権には登記が必要で、譲渡ができません。配偶者が施設に移るなど、自宅に住まなくなった場合に、賃貸として賃料を得ることは可能ですが、自宅を売却して費用を捻出することはできません。